

## 迷惑行為への対応について

適正な医療提供体制の維持のため、以下の行為等を行わないよう、ご理解とご協力をお願いします。

- 1 他の患者さんや職員に対する暴言（大声）、暴力、ハラスメント
- 2 職員に解決しがたい要求を繰り返し行なう行為
- 3 SNS などでの名誉毀損、職員のプライバシーを侵害する情報の発信
- 4 敷地内へ正当な理由もなく立ち入り、注意しても退去しない行為
- 5 職員の了承を得ず撮影や録音をすること
- 6 敷地内へ危険物や他人に危害を及ぼす可能性のあるものを持ち込むこと
- 7 建物、設備等を破損する行為
- 8 その他、診療所の管理・運営に重大な支障をきたす行為

なお、上記の行為等があり、当診療所職員の指示に従わなかった場合、浜松市発達医療総合福祉センター条例第35条の規定に基づき、入館を拒み、又は退館を命じる（診察のお断り）ことがあります。

また、警察への通報を行うことがあります。

### ○浜松市発達医療総合福祉センター条例

第35条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、総合福祉センターへの入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれがある物品又は動物類を携帯する者
- (2) めいていしている者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

### ○浜松市発達医療総合福祉センター条例施行規則

第10条 浜松市発達医療総合福祉センターを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備等を汚染し、又は損傷しないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで、物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。